

## ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）実施要領

### 1 趣 旨

将来にわたって熊本県を持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて公益的な活動を行うNPO等（以下「NPO等」という。）の更なる発展とその活動を促進する支援が必要である。

そのため、ふるさとくまもと応援寄附基金条例第6条第6号に該当する事業として、NPO等の活動を推進する各種事業（以下「NPO等支援分」という。）を用途分野に掲げ、NPO等が行う取組みを支援する。

### 2 実施内容

#### (1) 対象事業

ア NPO等が実施する特定非営利活動促進法別表に掲げる活動における事業その他公益的な事業

イ 熊本県が実施するNPO等への支援事業

#### (2) 対象団体

ア 団体要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- 1 法人格を有していること。
- 2 熊本県内（以下、「県内」という。）に事務所を置くことを定款又は規約で定め、かつ、登記がされており、総会や理事会等において団体の意思決定が行われていること。
- 3 事業活動及び決算その他の財務の状況を自らのホームページ、くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センターウェブサイト又は日本財団が提供する公益事業コミュニティサイトCANPANで公開している等、情報を広く開示していること。
- 4 10人以上の構成員で組織された団体であること。
- 5 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体であること（特定非営利活動促進法第2条第2項で規定する特定非営利活動法人にあっては、同法で定めるところにより事業報告書等の必要書類を所轄庁へ提出していること。）
- 6 団体が次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
  - ① 暴力団でないこと。
  - ② 暴力団の統制下にある団体でないこと。
  - ③ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）の統制下にある団体でないこと。
  - ④ 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- 7 法人の役員等が次に掲げる事項に該当すること。
  - ① 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

イ 活動要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- 1 次に掲げる公益性の高いいずれかの活動を行っていること。
  - ① 熊本県の施策と整合する活動を行っていること。
  - ② 熊本県又は県内市町村との協働の実績を有すること。

- 2 県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること。また、県内に在住し、活動する者が1人以上いること。
- 3 継続的な活動が見込まれること。
- 4 法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- 5 次に掲げる活動を行っていないこと。
  - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
  - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この(ウ)において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

### (3) 実施方法

県への寄附申込の際、寄附者が「NPO等支援分」として特に応援したいNPO等を指定した上で寄附をした場合、その寄附額の1/2を寄附者が指定したNPO等に交付する。また、NPO等を指定しない場合は、県が実施するNPO等への支援事業に充当する。

### (4) NPO等への交付の実施手順（事務手続）

#### ア 対象団体の登録

支援の対象となるNPO等（以下「被支援NPO等」という。）は事前登録制とし、手続については「熊本県ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）団体登録要綱」で定める。

#### イ 交付予定額の通知

税務課は、寄附受付状況を取りまとめ、3か月に1回、男女参画・協働推進課を経由して寄附者が指定した被支援NPO等に通知する。ただし、10万円以上の大口寄附があった場合はその都度知らせる。

#### ウ 寄附金の交付

- ① 男女参画・協働推進課は、原則として、毎年12月末までに収納した寄附金額を翌年度の当初予算に計上し、寄附者が指定した被支援NPO等に交付する。
- ② 寄附金は、被支援NPO等の希望により、寄附があった年の翌3年度まで、ふるさとくまもと応援寄附基金に留保することができる。
- ③ 男女参画・協働推進課は、交付可能額の提示時に被支援NPO等が留保することを希望したときは、その理由を確認する。

#### エ 寄附金の活用

寄附金の活用は、2（1）に掲げる対象事業のとおりとし、交付方法は、熊本県ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）交付金交付要綱によるものとする。

#### オ 寄附者への活用報告

- ① 税務課は、住所、氏名等の個人情報を県から被支援NPO等へ提供することに同意しない者を除いた寄附者一覧を男女参画・協働推進課を経由して被支援NPO等に提供し、寄附者へ活用報告を行うよう依頼する。

また、（4）ウ②により交付を受けなかった被支援NPO等に対しても、寄附者へ寄附金を留保した旨の報告を行うよう依頼する。

(5) その他

被支援NPO等ごとの寄附額については、原則として公表しない。

附 則

1 この要領は、令和2年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。